

○野々市市低入札基準価格取扱要綱

平成20年9月10日野々市町告示第122号

改正

平成22年2月12日野々市町告示第10号
平成23年3月16日野々市町告示第25号
平成23年9月16日野々市町告示第92号
平成24年9月11日野々市市告示第113号
平成25年6月10日野々市市告示第89号
平成28年3月28日野々市市告示第46号
平成29年3月31日野々市市告示第39号
平成31年3月29日野々市市告示第54号
令和元年8月23日野々市市告示第36号
令和4年3月10日告示第20号
令和6年3月29日告示第62号

野々市市低入札基準価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市財務規則（昭和59年野々市町規則第1号）第120条第2項の規定により、低入札基準価格及び数値等により落札者を決定する場合の手續について、必要な事項を定める。

(対象となる入札)

第2条 この要綱の対象となる入札は、次に掲げるものの請負契約に係る競争入札とする。

- (1) 建設工事のうち設計金額が130万円を超えるもの
- (2) 次に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）のうち設計金額が200万円を超えるもの
 - ア 測量業務
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務
 - ウ 土木関係建設コンサルタント業務
 - エ 地質調査業務
 - オ 補償コンサルタント業務
 - カ アからオまでに掲げる業務のうち2以上の業務を行う業務

(低入札基準価格の決定等)

第3条 予算執行者は、対象となる入札に係る予定価格を決定する場合は、低入札基準価格を併せて決定するものとし、その低入札基準価格を予定価格決定書に記載するものとする。

2 市長は、低入札基準価格を設けた入札を執行する場合は、あらかじめ、低入札基準価格を設けた入札である旨を周知するものとする。

(低入札基準価格)

第4条 低入札基準価格は、第2条第1号及び第2号アからオまでに掲げる業務の場合においては当該請負契約に係る設計書（予定価格の算定の基礎とした設計書をいう。以下同じ。）に記載されている費用のうち次の表の左欄に掲げる建設工事又は業務の区分に応じ同表の中欄に掲げる費用の額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、第2条第2号カに掲げる業務の場合においては同表の左欄に掲げる業務の区分ごとに算定した当該合計額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合計した額とする。

建設工事	直接工事費	10分の9.7
	共通仮設費	10分の9
	現場管理費	10分の9
	一般管理費	10分の6.8
測量業務	直接測量費	10分の10
	測量調査費	10分の10
	諸経費	10分の5
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	特別経費	10分の10
	技術料等経費	10分の6
	諸経費	10分の6
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	直接経費	10分の10

	その他原価	10分の9
	一般管理費	10分の5
地質調査業務	直接調査費	10分の10
	間接調査費	10分の9
	解析等調査業務費	10分の8
	諸経費	10分の5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	直接経費	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費	10分の5

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額が次の表の左欄に掲げる建設工事又は業務の区分に応じ同表の中欄に掲げる場合に該当する場合は、同表の右欄に掲げる額を低入札基準価格とする。

建設工事	予定価格（消費税及び地方消費税の額を含まない額とする。以下この表において同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下この表及び次項において同じ。）を超える場合	当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額
	予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを10万円に切り上げるものとする。以下この表及び次項において同じ。）に満たない場合	当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額
測量業務	予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があ	当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た

	るときは、これを切り捨てるものとする。以下この表及び次項において同じ。) を超える場合	額
	予定価格に10分の6を乗じて得た額 (その額に10万円未満の端数があるときは、これを10万円に切り上げるものとする。以下この表及び次項において同じ。) に満たない場合	当該予定価格に10分の6を乗じて得た額
建築関係建設 コンサルタント業務	予定価格に10分の8を乗じて得た額 (その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下この表及び次項において同じ。) を超える場合	当該予定価格に10分の8を乗じて得た額
	予定価格に10分の6を乗じて得た額 (その額に10万円未満の端数があるときは、これを10万円に切り上げるものとする。以下この表及び次項において同じ。) に満たない場合	当該予定価格に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント業務	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額 (その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下この表及び次項において同じ。) を超える場合	当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額
	予定価格に10分の6を乗じて得た額 (その額に10万円未満の端数があるときは、これを10万円に切り上げるものとする。以下この表及び次項において同じ。) に満たない場合	当該予定価格に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	予定価格に10分の8.5を乗じて得た額 (その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下この表及び次項において同じ。) を超える場合	当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額

	する。以下この表及び次項において同じ。) を超える場合	
	予定価格に3分の2を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを10万円に切り上げるものとする。以下この表及び次項において同じ。）に満たない場合	当該予定価格に3分の2を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下この表及び次項において同じ。）を超える場合	当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額
	予定価格に10分の6を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを10万円に切り上げるものとする。以下この表及び次項において同じ。）に満たない場合	当該予定価格に10分の6を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、次の表の左欄に掲げる建設工事又は業務の区分に応じ、同表の右欄に定める範囲内で低入札基準価格を定めることができる。この場合における低入札基準価格は、10万円未満の端数を切り捨てた額とする。

建設工事	予定価格に10分の9.2を乗じて得た額から予定価格に10分の7.5を乗じて得た額まで
測量業務	予定価格に10分の8.2を乗じて得た額から予定価格に10分の6を乗じて得た額まで
建築関係建設コンサルタント業務	予定価格に10分の8を乗じて得た額から予定価格に10分の6を乗じて得た額まで
土木関係建設コンサルタント業務	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額から予定価格に10分の6を乗じて得た額まで

地質調査業務	予定価格に10分の8.5を乗じて得た額から予定価格に3分の2を乗じて得た額まで
補償関係建設コンサルタント業務	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額から予定価格に10分の6を乗じて得た額まで

(最低の入札価格が低入札基準価格以上である場合の落札者)

第5条 市長は、低入札基準価格を設けた場合において、入札価格（予定価格の制限の範囲内で有効な入札価格に限る。以下同じ。）のうち最低の価格が低入札基準価格以上であるときは、当該最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低の入札価格が低入札基準価格未満である場合の措置)

第6条 入札執行者は、低入札基準価格を設けた場合において、入札価格のうち最低の価格が低入札基準価格未満であるときは、入札参加者に対し、落札者の決定を保留する旨を告知して入札を終了する。

(変動型平均価格)

第7条 市長は、前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、変動型平均価格を定めるものとする。

2 変動型平均価格は、入札価格のうち最低の価格から順位を付した場合における第1位から入札価格の数の6割に相当する数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）の順位までの価格の平均価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(変動型平均価格を定めた場合の落札者)

第8条 市長は、前条第1項の規定により変動型平均価格を定めた後に、入札価格のうち最低の価格をもって入札した者に係る当該最低の価格又は当該最低の価格に係る見積内訳書（入札時に提出された見積内訳書をいう。以下同じ。）に記載されている費用について、次に掲げる数値的判断基準に該当するかどうかについて判定を行うものとする。この場合において、有効な入札価格をもって入札した者が7者以上であるときは第1号又は第2号に掲げる数値的判断基準のいずれかに該当するときに、有効な入札価格をもって入札した者が7者未満であるときは第3号に掲げる数値的判断基準に該当するときに、当該最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(1) 当該最低の価格が変動型平均価格に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。次号において同じ。）以上であること。

(2) 次に掲げる基準をすべて満たすこと。

ア 当該最低の価格が変動型平均価格に10分の8.5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）以上の額であって変動型平均価格に10分の9を乗じた額未満の額であること。

イ 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用の合計額が当該最低の価格と一致すること。

ウ 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用について、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める基準に該当すること。

(ア) 建設工事の場合 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用のうち次の表の左欄に掲げる費用の額が当該建設工事の設計書に記載されている当該費用の額と同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を超えること。

直接工事費	10分の9
共通仮設費	10分の8
現場管理費	10分の8
一般管理費	10分の3

(イ) 建設コンサルタント等業務の場合 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用のうち次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ同表の中欄に掲げる費用の額の合計額が当該建設コンサルタント等業務の設計書に記載されている当該費用の額と同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額（地質調査業務に係る合計額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を超えること。

測量業務	直接測量費	10分の10
	測量調査費	10分の10
	諸経費	10分の4
建築関係建設コン	直接人件費	10分の10

サルタント業務	特別経費	10分の10
	技術料等経費	10分の5
	諸経費	10分の6
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	直接経費	10分の10
	その他原価	10分の8
	一般管理費	10分の5
地質調査業務	直接調査費	10分の10
	間接調査費	10分の9
	解析等調査業務費	10分の8
	諸経費	10分の5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	直接経費	10分の10
	その他原価	10分の8
	一般管理費	10分の5

(3) 次に掲げる基準をすべて満たすこと。

ア 前号イに掲げる基準に該当すること

イ 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用について、建設工事の場合は前号ウ（ア）に定める基準に、建設コンサルタント等業務の場合は同号ウ（イ）に定める基準に該当すること。

(次順位以後の入札価格に係る判定)

第9条 市長は、前条に規定する判定により入札価格のうち最低の価格をもって入札した者が落札者とならなかった場合は、入札価格のうち最低の価格の次の順位以後の価格について順次落札者決定のための判定を行うものとする。この場合においては、判定に係る入札価格が低入札基準価格以上である場合は第5条の規定を、低入札基準価格未満である場合は前条の規定を準用する

ものとする。

(入札結果の通知)

第10条 第8条又は前条の規定により落札者を決定したときは、速やかに入札参加者全員にその結果を通知する。

附 則

この要綱は、平成20年10月2日から施行する。

附 則 (平成22年2月12日野々市町告示第10号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の野々市町低入札基準価格取扱要綱第4条の規定は、平成22年4月1日以後の建設工事請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同年3月31日以前の建設工事請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月16日野々市町告示第25号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月16日野々市町告示第92号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の野々市町低入札基準価格取扱要綱第4条及び第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する一般競争入札又は同日以後に執行通知を行う指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は同日前に執行通知を行った指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年9月11日野々市市告示第113号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の野々市市低入札基準価格取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する一般競争入札又は同日以後に執行通知を行う指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は同日前に執行通知を行った指名競争入札による

請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月10日野々市市告示第89号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年6月10日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の野々市市低入札基準価格取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する一般競争入札又は同日以後に執行通知を行う指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は同日前に執行通知を行った指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日野々市市告示第46号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日野々市市告示第39号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日野々市市告示第54号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日野々市市告示第36号）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日告示第20号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第62号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。